

議案第26号	三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
審査指導課	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、新たに手数料の項目を追加する等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</li> <li>・ 都市の低炭素化の促進に関する法律</li> <li>・ 建築基準法</li> </ul> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>① 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の改正に伴い、住宅以外の一定規模以上の建築物に対して、エネルギー消費性能基準（省エネ基準）への適合が義務付けられたことに伴い、この省エネ基準適合審査（省エネ適判）に対して手数料を徴収する。 ⇒(30)の(20)において、省エネ適判手数料（変更含む）、軽微変更該当証明手数料を追加する。</p> <p>② 建築物省エネ法において、都市の低炭素化の促進に関する法律（低炭素法）に基づく認定が、省エネ適判を受けたものとみなす規定があり、建築物省エネ法との連携と整合を図る低炭素法の改正が行われている。このため、低炭素建築物新築等認定申請手数料その他に関して、手数料の額等の改正を行うものである。 ⇒(30)の11から(30)の19を削除し、建築物省エネ法の省エネ適判及び認定等における床面積区分及び手数料算定方法等との整合を図るため、新たに(30)の11を新設する。</p> <p>③ 更に、省エネ適判は建築基準法に基づく建築確認手続きに連動するよう位置づけられており、その完了検査において省エネ基準に適合することの検査事項が追加されることとなる。このため、省エネ適判を受けた建築物の建築基準法完了検査申請手数料を改正するものである ⇒(69)の2に省エネ適判対象建築物の完了検査手数料を新設する。</p> <p><b>【施行期日】</b> 平成29年4月1日</p>